

人間ドックの料金を一部助成します



申込期間 4月9日(木)～ ※土日、祝日を除く
8時30分～17時15分
受診期間 5月7日(木)～令和3年2月27日(土)

対象 20歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者
 ※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納者を除く。

助成額 各ドック料金の7割(上限2万5000円)

定員 【国民健康保険】先着220人
 【後期高齢者医療保険】先着50人
 ※後期高齢者医療保険加入者は、2年に1回の助成となります。平成31年度に助成を受けた人は、お申し込みできません。

注意点 ・人間ドックと市民健診(集団・個別)の両方を受診することはできません。
 ・受診日に国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格がない場合、助成はありません。

申込み 窓口または電話でお申し込みください。
 市民課 保険年金G ☎73-8015

▼個人負担金一覧 ※助成適用後の金額です

医療機関		1日ドック	2日ドック	脳ドック (特定健診も含む)	1日ドック・ 脳ドック	2日ドック・ 脳ドック	1日ドック・ PET-CT	2日ドック・ PET-CT
済生会病院	男	2万100円	4万6500円	2万4500円	5万8600円	8万5000円	11万300円	13万6700円
	女	2万3400円	4万9800円		6万1900円	8万8300円	11万3600円	14万0000円
春江病院	男	1万9000円	3万0000円	1万2000円	4万1000円	5万2000円		
	女	2万5000円	3万6000円		4万7000円	5万8000円		
坂井市立三国病院		1万6910円	3万9950円	8800円	4万4910円	6万7950円		
福井総合クリニック	男	1万3000円	4万2100円		4万3000円	7万2100円		
	女	1万6000円		4万6000円				
木村病院	男	1万4600円	4万1000円					
	女	2万1200円		4万7600円				
光陽生協クリニック	男	1万5060円	2万5620円					
	女	2万6060円		3万6620円				
福井県労働衛生センター	男	1万3500円	5万7500円					
	女	2万1200円		6万3000円				
福井赤十字病院	男	2万100円			5万3100円			
	女	2万3400円		5万6400円				
福井県立病院	男	2万100円						
	女	2万3400円						
松原病院				9900円				
福井厚生病院		2万650円						

注意
 ・各医療機関の受け入れ人数には限りがあります。(先着順)
 ・事前に市への申し込みがない場合は、助成を受けることはできません。
 ・医療機関によっては、金額が変更となる場合があります。
 ・検診内容は各医療機関によって異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。



狂犬病予防集合注射

狂犬病予防法では、生後91日以上の子犬の飼い主に対し、年1回の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。また、飼い主は市が交付する注射済票を、常に犬に身に付けさせなければなりません。

市では、集合注射を実施しますので、都合の良い会場で接種してください。

■持ち物

お知らせのはがき(3月下旬に郵送)

※お近くの動物病院でも接種できますが、病院によって注射料金が異なる場合があります。

※飼っている犬が死亡している場合にも届け出が必要ですので、ご連絡ください。

■問合せ 生活環境課 生活G ☎73-8017

■費用(1頭あたり)

- ・狂犬病予防注射 2750円
※料金が変わりました
- ・注射済票交付手数料 550円
- ・登録手数料(未登録犬のみ) 3000円

🐾 4月17日(金) 🐾

9:20～10:00	坂井健康福祉センター
10:20～10:50	JA花咲ふくいLPG住設センター
11:05～11:45	本荘公民館
13:30～13:50	波松区民館
14:10～14:50	北湯公民館

🐾 4月16日(木) 🐾

10:00～10:40	湯のまち公民館
10:45～11:50	市民課芦原分室前駐車場
13:15～15:00	B&G プール前駐車場

🐾 4月24日(金) 🐾

9:30～9:50	吉崎公民館
10:15～10:45	細呂木公民館
11:00～11:30	名泉郷会館
13:30～13:50	剣岳公民館
14:05～14:25	坪江公民館
14:40～15:00	伊井公民館

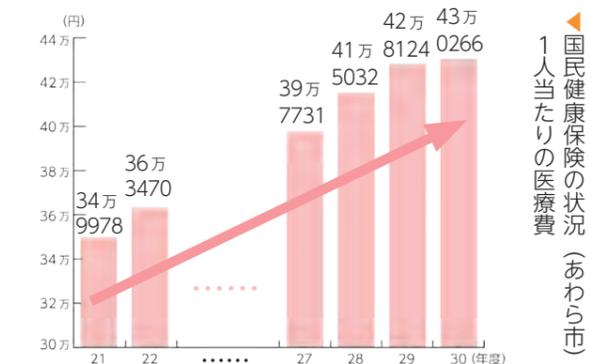
国民健康保険からのお知らせ

問合せ 市民課 保険年金G ☎73-8015

加入者一人当たりの医療費が増えています

高齢化や医療の高度化により、国民健康保険加入者一人当たりの医療費は、平成21年度には約35万円でしたが、平成30年度には約43万円と大きく増加しています。

国民健康保険は、病気やけがなどをしたとき、安心して医療にかかれるよう、加入者がお互いに負担し合い、健やかな暮らしを支えるための相互扶助の医療制度です。一人一人が医療機関の適正受診を心がけることで、医療費の抑制につながります。



国民健康保険の状況(あわら市) 1人当たりの医療費

■重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じような検査や処置が行われて費用がかかるだけでなく、投薬や注射などを繰り返すことで、体への負担や副作用も心配されます。自分や家族の健康状態を把握してくれる、かかりつけ医がいると安心です。

■ジェネリック医薬品について医師に相談しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が終わり、同じ成分・効能で売り出される安価な医薬品です。ジェネリック医薬品は、全ての薬に存在するわけではないので、一度医師に相談してみましょう。

■健康づくりに関心を持ちましょう

医療費の多くは、高血圧や高血糖などの生活習慣病が原因のもので占められています。生活習慣病は自覚症状がなく重症化しやすいため、特定健診やがん検診を受けて、早期発見・早期治療に努めましょう。また、日ごろの生活習慣の見直しやバランスのとれた食生活、適度な運動を心掛けましょう。

■休日や夜間の受診を見直しましょう

休日や夜間の受診は、割増料金がかかり医療費の増加につながります。また、急病人の治療に支障を来す恐れもあります。日ごろから自分や家族の健康状態を把握し、体調が悪くなったら早めに受診しましょう。

■交通事故などで国民健康保険を使用するときは必ず届出を!

交通事故などによって、他人(第三者)に負傷させられて診療を受けた場合、加害者が負担するのが原則ですが、交通事故などのけがでも、保険証を使って診療を受けることができます。このような場合の治療費は、国民健康保険が一時立て替えをして、後日、加害者にその立て替え分を請求することになります。加害者側への請求を行うためには被害者側からの届出が必要です。国民健康保険を使うときには、速やかに届出をしてください。

こんなときは14日以内に届出を!

春は転入や転出、就職や退職など、異動の多い季節です。それに伴い、健康保険の手続きも必要となります。次の届出事項に該当する場合は、その日から14日以内に必ず届け出をしてください!

こんなとき	持ち物(マイナンバーカードまたは通知カードは必須)	
国保に入る	他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書、印鑑、本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険をやめた証明(被扶養者でない理由の証明書)、印鑑、本人確認書類
	子どもが生まれたとき	国保の保険証、母子健康手帳、印鑑
国保をやめる	他市町村へ転出するとき	国保の保険証、本人確認書類、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証(未交付の場合は加入を証明するもの)、印鑑、本人確認書類
その他	死亡したとき	国保の保険証、印鑑
	住所(市内)・氏名・世帯主の変更	国保の保険証、印鑑、本人確認書類
	世帯の分離・合併	国保の保険証、印鑑、本人確認書類
	就学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証、在学証明書または学生証、印鑑
保険証の紛失による再交付	本人確認書類、印鑑	

届け出が遅れるとトラブルの元!

- ▶国保の保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- ▶国保の保険税と職場の健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- ▶医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。

※平成28年1月からマイナンバー(個人番号)の利用が開始されたことに伴い、国民健康保険の各届出にマイナンバーの記載が必要です。

※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど